

経営戦略会議付議事項書

提出年月日:平成24年7月23日

付議事項提出部局	市立伊勢総合病院事務部総務課	
該当する審議事項	(3)重要な施策及び事業計画に関する事項	
件名	新市立伊勢総合病院建設基本計画(病床数)について	
付議事項の概要	○新病院における病床数について	
審議の論点	○300床の考え方は妥当か	
参考事項	<p>【第2回策定委員会】平成24年6月22日開催</p> <p>主な課題、意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後目指していく医師の確保や入院患者予測等による試算を行い、300床の必要性について再検討すること。</li> <li>● 診療科ごとの将来的な入院患者予測の積み上げによる病床数を検討すること。</li> <li>● 防災機能を踏まえた病院づくりの検討が必要である。</li> <li>● 新病院開院までの予定を明確に示す必要がある。</li> </ul>	
関係資料の有無 (○をする)	(有) ・ 無	

経営戦略会議付議事項書

提出年月日：平成24年7月19日

付議事項提出部局	環境生活部環境課																		
該当する審議事項	(3) 重要な施策及び事業計画に関する事項																		
件名	浄化槽設置整備事業補助金の改正について																		
付議事項の概要	<p>○概要</p> <p>浄化槽設置者（専用住宅のみ）に対し、国・県・市が1/3ずつの割合で補助金を交付している（下水道認可区域内は市単分のみ補助）。</p> <p>このうち県負担分について、新築家屋での設置費用に対する補助金を平成26年度から廃止し（H25年度は激変緩和措置として半減）、単独槽、汲み取りから合併浄化槽へ転換する場合のみを補助対象とする方針が出された。</p> <p>○改正方針</p> <p>県の方針に合わせ、平成26年度より新築家屋に対する補助金を廃止（H25年度は激変緩和措置として半減）し、単独槽・汲み取りから合併浄化槽へ転換する場合のみを補助対象とする。下水道認可区域内も同様とする。</p> <p>○現行制度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人槽</th> <th>5人槽</th> <th>7人槽</th> <th>10人槽</th> <th>11～50人槽</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下水道認可区域外</td> <td>332,000円</td> <td>414,000円</td> <td>548,000円</td> <td>548,000円</td> </tr> <tr> <td>下水道認可区域内</td> <td>110,000円</td> <td>138,000円</td> <td>182,000円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 下水道認可区域内は市単独補助</p> <p>※ 11人槽～50人槽は高度処理型のみ補助対象</p>				人槽	5人槽	7人槽	10人槽	11～50人槽	下水道認可区域外	332,000円	414,000円	548,000円	548,000円	下水道認可区域内	110,000円	138,000円	182,000円	—
人槽	5人槽	7人槽	10人槽	11～50人槽															
下水道認可区域外	332,000円	414,000円	548,000円	548,000円															
下水道認可区域内	110,000円	138,000円	182,000円	—															
審議の論点	<p>○ 下水道区域との公平性は保たれているか。</p> <p>○ 平成25年度は激変緩和期間として現在の半額とし、平成26年度より廃止としてよいか。</p>																		
参考事項	<p>（過去の実績、提出部局での審議経過・意見等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今回の見直しに関して、下水道部局と2回協議を行った。</li> <li>県は、単独槽・汲み取りから合併浄化槽への転換を促進するため、従来の補助金に加えて、配管・撤去費用の一部を上乗せ補助する制度を新設したが、下水道部局との協議の結果、下水道区域との不公平感や下水道接続拒否への影響が懸念されるため、見送ることとした</li> <li>浄化槽法の改正によりH13.4.1以降、新規に浄化槽を設置する場合は合併浄化槽しか設置できないことになっている。</li> <li>H24.7.5開催の経営戦略会議において審議。下水道とのコスト比較等の資料を追加し、再度審議することとなった。</li> </ul>																		
関係資料の有無（○をする）	<p>○ ・ 無</p>																		